

## 1. 保育目標及び教育方針と理念

**<保育目標>**

学校法人めぐみ学園が設置する幼保連携型認定こども園めぐみ幼稚園は、キリスト教精神に基づき教育並びに保育を一体的に行う。同時にまた、子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を整えて、その心身の発達を促し、保護者に対する子育ての支援を行なう事をその目的とする。

**<教育方針と理念>**

めぐみ幼稚園は、子どもがイエス・キリストを通して示される「神の愛と恵」のもとで育てられることを願って、日本基督教団盛岡松園教会（大沢川原教会）を母体として設立された。この願いを受け止め、保育者は、聖書の言葉に学びつつ、イエス・キリストとの交わりを通して与えられる導きに従い、子どもを愛し育てられる神の業と恵みに共に与ることを祈り求めている。

その保育の中心は遊びであり、遊びには幼児の成長や発達にとって重要な要素が含まれている。園生活を楽しく豊かなものとすることを求め、幼稚園は楽しく自由にのびのびと遊べる環境と機会を作り出すことに努める。遊びを自発的な活動とすることは、子どもが心身全体を働かせ、様々な体験を通して、達成感、充足感、満足感、挫折感、葛藤などを味わうことにつながる。それによって、精神的な成長を遂げ、心身共に調和のとれた人格を形成するように子どもたちを導く。

めぐみ幼稚園ではまた、通常保育を充実させることと並んで、行事を通して子どもが成長していくことができるように努める。行事の計画を立てるに際しては、日常の保育の流れの中にどのように組み込んでいくか、子どもの様子を見て無理なく準備を心がける。

キリスト教保育を志すめぐみ幼稚園では、礼拝を大切に、各クラスの毎日の礼拝、学年ごとの合同礼拝、全園児合同礼拝をおこなう。礼拝を通して、子どもが神の存在を確信し、自分が愛されていることを知り、心の平安を得て、交わりを深めていくことができるように導く。

## 2. 2023 年度の自己評価の結果から

**教育・保育方針と計画**

\* 園の教育目標、聖句の意味など、職員間で理解を深め、キリスト教保育・教育について学ぶ必要を感じている。

**子どもとのかかわり**

\* 子どもの声を受け止めきれなかったり、自分自身に余裕がない等、不適切な保育がなかったか、常に保育を振り返ることが大切だと感じた。次へ繋がるように、一人一人のこどもの思いを受けとめ活かしていくことを考えていきたい。

**保護者とのかかわり**

\* 保護者から園に対して意見などを伝えやすい環境や関係を作るようにしたい。

\* 連絡帳、電話連絡、バスでの対応などで園児たちの様子を知らせるようにしている。

\* 積極的に語ることの少ない保護者とのかかわりに配慮し、意志疎通を図る雰囲気作りが大切だと感じている。

**保育室の環境、働きの環境**

\* 園庭整備をしたり、子どもが自分からやってみたくなるような環境作りを心掛け、自然や季節感を大事にしていきたい。

\* 子どもの興味・関心をとらえ環境設定するようにし、子どもも自分で考えたり、意欲をもって取り組む姿勢がみられるようになった。これからもこどもの意欲を活かすような環境を柔軟に設定していきたい。

\* 園庭や砂場の安全管理や衛生管理に気をつけてチェックし、対応をすることが必要。

**特別支援教育**

\* 支援を必要とするこどもの受け入れは、家庭と連携し、教職員全体でその子を見守るという姿勢が大事。また、専門機関と情報の共有をしたり、研修会等で学んだり、職員全員で共有し、連携が大切である。

**子育て支援**

\* 地域に園を開放することは園の様子を保護者に示すという点でも意義がある。

\* 未就園の親子の子育て支援として、どの家族も安心して過ごすことができる場をめざしている。

## 3. 職員会で自己評価について教職員で共有したこと

・園の教育目標及び教育方針を理解し、全職員が心を合わせて保育に取り組み、園児の最善の利益を考えて保育に取り組む。

・毎月の勉強会で「聖書のことば」を教職員で学び、キリスト教保育を子どもたちに伝えていきたい。

・教職員が共通理解できるように話し合いを持ち、伝達方法等を工夫し、連携を密にし、チームワークを大切にしていく。

・衛生管理や安全管理に十分注意し、日頃から対処していく。特に、実践的な研修(嘔吐処理や応急手当)等の実施し、緊急事態に対応できる体制作りが必要。

・普段の保育の様子を写真等も活用して伝えたり、園と保護者との連携をはかっていきたい。

・支援を必要としている子に対して、適切なサポートができていたのか、もっと研修が必要である。

・就学に向けて職員で考えていくことが大切。特別支援について、園全体で研修し、受け止めていく体制づくり。

## 4. 財務状況

県や市の指導に基づき会計処理し、監査を経て公認会計士により適正であると認められている。